

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 13 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 54 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 9 条第 1 項等 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 9 条第 1 項
【法令のあらまし】	【社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係】（第 1 条関係） 1 社会福祉士及び介護福祉士試験の受験に係る手数料の額を改定する。 2 介護福祉士登録簿への登録に係る手数料の額を改定する。 【精神保健福祉士法施行令の一部改正関係】（第 2 条関係） 精神保健福祉士試験の受験に係る手数料の額を改定する。
【改正される法令】	社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号）